

## 四国地方整備局訓令第 7 号

仁淀川流域学識者会議 仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会を次に定める。

平成 29 年 5 月 18 日

四国地方整備局長

## 仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会規約

## (目的)

第 1 条 本会は、仁淀川流域学識者会議運営規約第 6 条に基づき設置された部会である。仁淀川床上浸水対策特別緊急事業（日下川）及び仁淀川床上浸水対策特別緊急事業（宇治川）の適切な事業執行の観点から、設計、施工計画の妥当性及びコスト縮減策等について検討を行う「仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会」（以下「検討部会」という。）に必要な事項を本規約で定める。

## (業務)

第 2 条 検討部会は前条に記した目的を達成するため、次に掲げる検討を行うものとする。

1. 設計の妥当性
2. 施工計画の妥当性
3. コスト縮減策

## (検討部会の組織)

## 第 3 条

1. 検討部会は、別表－1 で構成する。
2. 検討部会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
3. 会長は、会務を総括し、会議の議長を行う。
4. 会長の指名により、会長代理を置くことができる。会長代理は、会長不在の場合に会長の職務を代理する。
5. 会長は、必要があるときは、検討部会に 1. に掲げる以外の者の参加を求めることができる。

## (事務局)

## 第 4 条

1. 検討部会の事務局は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所内に置く。
2. 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
3. 事務局は、検討部会における検討結果等をまとめ、「仁淀川流域学識者会議」に報告する。
4. 事務局は、検討部会の秩序を維持するため、会長の議事進行と調整を図り、次に掲げる者を退場させることができる。

- 1 会議の秩序を乱した者
- 2 議事進行に必要な会長の指示に従わない者

(検討部会の開催)

第5条 検討部会は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長（以下、「事務所長」という。）が開催する。

(情報公開)

第6条 検討部会は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は事務所長が検討部会に諮って定める。

(附則)

(施行期日)

この規約は、平成29年5月18日から施行する。

## 仁淀川床上浸水対策特別緊急事業検討部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	専 門 分 野		所 属 等
おかだ しょうじ 岡田 将治	治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 准教授
こんどう ますお 近藤 益央	施工	施工技術	国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ 施工技術チーム 総括主任研究員
しま ひろし ◎島 弘	構造	コンクリート工学 建設構造学	高知工科大学 システム工学群 教授
はら ただし 原 忠	土質	地盤工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 教授

◎：会長